

第 5 回立入調査時確認事項
平成 22 年 12 月 27 日実施

不適合管理プロセスの改善について

- ・ 10月14日に実施された不適合判定検討会のメンバーを対象にした教育について確認を行った。教育の実施報告書等により確認した内容は下記のとおり。
 - 教育は専門家を招いて実施され、品質保証の規格の内容・不適合管理の必要性や処置の考え方等についての説明の受講、不適合処置に関する問題点や改善点についての意見交換を内容としている。
 - 教育は不適合判定検討会委員 14 名、品質保証部（品質保証）の不適合管理担当 3 名の合計 17 名（受講したのは関係者を含め 23 名）を対象に実施され、当日受講できなかった 1 名についても、フォローとして本教育で使用了資料を配付し自主学習を行わせている。
 - 受講者（自主学習の 1 名を含む）に対するアンケートの結果、全員が教育内容である<不適合管理の必要性と処置の考え方><QMSの基本><QMSの8原則>について、「理解できた」または「ほぼ理解できた」と回答しており、教育内容に対する理解度も高いことから、当該教育内容は有効であったと評価している。
- ・ 不適合判定検討会の妥当性の検証について説明を受け、10月27日に実施されたセルフチェックについて、不適合判定検討会の議事録等により確認を行った。記録で確認した又は説明を受けた内容は下記のとおり。
 - セルフチェックは、概ね 4 半期に 1 回、以下の方法で実施される。
 - ① セルフチェックの対象期間中における「不適合管理不要」が明確な事象について、あらかじめ事務局が抽出する。
 - ② ①以外の各事象について、セルフチェック（案）として不適合管理の要否及びその判断理由を記した資料を事務局が作成（事象の一覧を添付）し、品質保証部で再審議する。
 - ③ ②の審議結果を不適合判定検討会で確認・審議し、不適合管理の要否（再判定の要否）、管理グレードを決定する。
 - 10/27に実施されたセルフチェックでは8月26日から9月30日に「不適合管理不要」と判定した40件が対象とされ、うち1件について「不適合管理要」、グレードCと再判定している。
 - 「不適合管理要」と再判定した事象は、件名「循環水系 A-循環水ポンプ用モー

夕点検」で、点検の結果、原因の特定には至らなかったものの、通常点灯しない「A-M/C 過負荷・地絡」警報が発報したものであり、10 月以降は異常な警報が発報した場合には原因にかかわらず不適合管理を行う取扱いにしていることから、これにならって「不適合管理要」と再判定を行った。

- 12 月 17 日に 10 月 1 日～11 月末までの事象を対象にセルフチェックを実施している。結果の記録はとりまとめ中だが、「不適合管理要」と再判定したものは 0 件であった。
- ・ 10 月 28 日から 29 日にかけて内部監査部門による監査（原子力安全管理監査）が実施され、不適合管理プロセスの改善については、再発防止対策のアクションプランにて適切に実施しているとの評価が発電所あて通知されていることを確認した。内部監査部門の行った具体的な評価・確認の内容は下記のとおり。
 - 休日をのぞく原則毎日不適合判定検討会を開催し、検討対象も点検速報、所員からの情報等幅広く対応することを手順書に規定していること、検討会で判定「保留」とした場合はその後の役割分担を明確にしていることから、軽微な情報を含めて迅速に不適合管理が実施できると評価する。
 - 不適合件数も 2 ヶ月で 200 件以上（昨年は年間 200 件程度）と増加していること、また監査員が同席した 10 月 28 日の不適合判定検討会では、設備のみではなく人的要因についても多角的に議論を行っていたことから、仕組みが有効に機能していることを確認した。